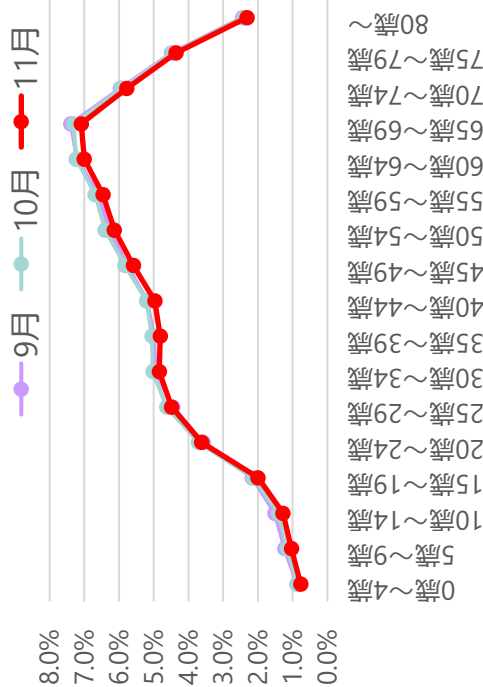


基本的姿勢等

国が先頭に立ち、医療機関・薬局、保険者等、経済界等が一丸となって、より多くの国民の皆様がマイナ保険証のメリットを実感していただけるよう、あらゆる手段を通じてマイナ保険証の利用促進に向けた取組を進めていく。

この考え方に基づき、国において必要な情報の提供等を行い、医療機関・薬局や経済界等に取組を要請しているところであり、保険者においても積極的な取組をお願いしたい。

マイナ保険証利用率の現状（年代別）



保険者に取組をお願いする内容

(1) 利用率の目標設定

本年12月2日の保険証廃止に向け、各保険者において取組の進捗管理を行うため、**保険者ごとに利用率の目標を設定いただきたい**

(利用率の定義)

分子：マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用人数  
分母：各保険者で受け付けたレセプト枚数（外来レセのみ）

(目標値の設定時期)

①本年5月時点 ②本年8月時点 ③本年11月時点

(目標値の目安)

後期高齢者支援金の加算・減算制度において、本年11月時点のマイナ保険証の利用率が50%を超えた場合に総合評価の加点対象とする予定（参考）

※2月上旬目途で直近の利用率等のデータを提供予定

※今後も定期的に詳細データを提供し、対策強化に役立てていただく予定

(2) 限度額適用認定証を契機とした利用勧奨

限度額適用認定証が不要となる点はマイナ保険証の具体的メリットの1つ

➡ 認定証の申請に関する各場面でメリットを周知いただきたい

[ ①HP・チラシ等 ②申請様式 ③交付時の説明資料 ]

※原則、①は2月26日まで、②③はR6年度印刷物から対応（可能なら前倒し）

※認定証本体の省令様式もR6年度中から改正予定（事前に様式をお示しする予定）

(3) あらゆる機会を通じた利用勧奨

**加入者と接するあらゆる機会を通じてマイナ保険証の利用勧奨をしていただきたい**

(具体例)

①メール・チラシ・説明会等 ②HP・利用の手引き等 ③保健事業

報告いただく事項  
(2月26日18時ぴ)

①②③の目標値

①②③の取組状況

①②③の取組状況

# マイナ保険証の利用促進対策

## 【利用率目標の設定・インセンティブ等】

- 1月以降の利用率がR5年10月の利用率から増加した医療機関等に対し、増加量に応じた支援・診察券との一体化等への補助金
- 令和6年度診療報酬改定で、医療DXの推進体制について新たな評価を行う中で、利用実績に応じた評価を検討中
- 全医療機関に対し、利用率の自主的な目標として活用できるよう、利用実績を通知（1月～）
- 国所管団体が開設する公的医療機関等に対し、令和6年5月末、11月末の利用率の目標設定を要請
  - ※ 厚労省所管独法においては、令和6年度の年度計画に利用率に係る目標を盛り込む予定
  - ※ 厚労省所管法人の病院には専用レーンの設定及び説明員の配置（1月中に最低1か所、2月中に原則全医療機関）を要請済
- 違反施設への指導等
  - コールセンターへの情報提供に基づき地方厚生局から事実調査等、オン資未導入施設への集団指導

医療機関・薬局

## 【窓口対応の見直し】

- 全医療機関等に以下の取組を要請し、2月から診療報酬のオンライン請求時に取組状況をアンケート調査
  - \* 窓口での声かけを「保険証、見せてください」から「マイナンバーカード（マイナ保険証）、お持ちですか」へ切換え
  - \* マイナ保険証の利用を促すチラシ、ポスター等の院内配布、掲示等
  - \* 医療機関HPの外来予約等の案内において、「マイナンバーカード」の持参を記載

## 【保険者による取組】

- ① マイナ保険証の利用率の目標設定（2月中目途）⇒実績を保険者インセンティブ制度・業績評価等で評価
- ② マイナ保険証への意識転換を促す統一的なメッセージの動画広告を作成し、集中的に動画広報を展開
- ③ メルिट周知・利用促進のため、ア〜エの実施状況について、全保険者に2月末までに調査
  - ア 加入者に向けたメール送信やチラシ配布等による利用勧奨
    - ※ 各府省共済組合についてはメールによる呼びかけ（各共済本部長（事務次官等）によるメール勧奨）
  - イ 限度額適用認定証の取得申請に係るホームページ等のご案内・認定証申請書様式・認定証送付時の同封書類の見直し（マイナ保険証を利用すれば限度額認定証が不要となる旨の記載）
  - ウ 保健事業実施時における利用勧奨
  - エ ホームページや利用の手引きを通じた利用勧奨
- ④ 国保直営診療施設におけるマイナ保険証の利用率の目標設定（2月中目途）
  - ※ 併せて、マイナ保険証の専用レーン設定等の費用を財政支援

保険者・事業者

## 【事業者を通じた取組】

- ① 健康経営優良法人認定制度における認定等の際の調査項目に追加（経済産業省）
  - ※ マイナ保険証利用促進・PHR活用推進の取組状況を調査
- ② 厚生労働省・経済産業省・経済団体等のイベント・会合で、事業主・医療保険者に利用促進を呼びかけ

# マイナ保険証をご利用ください



ー本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなりますー

## マイナ保険証を使うメリット

### ① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

マイナ保険証の方が  
自己負担も  
低くなるんだ



### ② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、**身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることが**できます。  
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

よく覚えてない  
内容もあるから  
助かるわね



### ③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

一度に高額な負担を  
しなくて済むわ



- ・ 本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。
- ・ 本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間（来年12月1日まで）**使用可能です。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

**STEP1.**

**マイナンバーカードを申請**

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの  
証明写真機からの申請



**STEP2.**

**マイナンバーカードを  
健康保険証として登録**

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付  
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



**よくあるご質問**

**マイナンバーカードは安全なの？**

マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違えると機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。



**マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいの？**

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。



**どうやって受付するの？**

マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。



詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare